

## 第2号議案

### セキュリティログ監視システムの運用開始について (案)

#### 1. セキュリティログ監視システムの運用開始について

第122回理事会第2号議案において導入を決定したセキュリティログ監視システムについて、システムの設計、構築・工事、試験・チューニング等の作業を実施し、本システムの運用開始に必要な準備が完了した。情報セキュリティ対策規程第14条に基づき、別紙1により本システムの運用開始は妥当であると認め、平成30年2月1日(木)0時をもって、運用を開始する。

#### 2. セキュリティログ監視システムの運用細則に関する規程の制定について

本システムの運用開始に伴い、別紙2のとおり、セキュリティログ監視システムの運用細則に関する規程を制定する。

#### 3. セキュリティ監視サービス及び情報機器の保守に関する契約の締結について

平成29年8月10日に公告し、9月27日の第127回理事会第2号議案にて、技術点と価格点の総合評価結果及び落札者の決定について議決された一般競争入札「セキュリティログ監視等業務委託」の落札者と、別紙3のとおり契約を締結する。

#### <契約概要>

件名	セキュリティ監視サービス及び情報機器の保守に関する業務委託
契約先	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
契約期間	平成30年2月1日～平成31年1月31日 ※ 期間満了1か月前までに意思表示がないときは、自動的に1年間継続延長されるが、継続については、別途理事会に諮ることとする。
契約金額	円(税込) / 年額

以上

#### 【添付資料】

別紙1：セキュリティログ監視システムの運用開始について

別紙2：セキュリティログ監視システムの運用細則に関する規程案

別紙3：セキュリティ監視サービス及び情報機器の保守に関する契約書